

<第25回懇話会 審議対象事業抜粋>

平成24年度

人 権 教 育 ・ 啓 発
事 業 実 施 状 況

(研修事業以外)

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
生活サポート情報の提供		通年	(1)事業の目的・概要 (公財)京都府国際センターホームページにおける外国籍府民に対する生活情報の提供 (2)内容 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供 (3)評価 ・言葉の障壁により、生活に必要な情報の入手が困難な外国籍府民に対し、母国語で情報を提供することにより、「暮らしやすい、学びやすい、働きやすい」生活環境に寄与 ・ホームページアクセス件数：36,545件（*サーバ障害により、カウント不能時期あり）					国際課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
外国語ラジオ番組放送		通年	(1)事業の目的・概要 外国籍府民に生活情報等を提供するラジオ番組 (2)内容 放送局：FM COCOLO 放送内容：英語、中国語による生活情報・府政情報 (3)評価 ・外国籍府民の主要2言語による府政情報、生活情報など、外国籍府民に必要な府政情報を効果的に提供					国際課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要						担当課（室）		
多言語による府政情報の発信		通年	(1)事業の目的・概要 多言語による府政情報の発信 (2)内 容 府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（1回/月） (3)評 価 ・多言語による情報提供を引き続き実施することが必要						国際課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
京都府外国籍府民共生施策懇談会		通年	(1)事業の目的・概要 外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題について意見を求め、知事に意見を報告 (2)内 容 委 員：12名以内（うち外国籍府民6名） テ ー マ：外国籍府民が暮らしやすい多文化共生社会の形成を推進する施策や課題 開催回数：3回 (3)評 価 ・3回の懇談会を通じて、外国籍府民に関する諸問題について意見・要望等をお聞きし、報告書としてとりまとめた ・課題解決や施策反映のために引き続き実施することが必要 （H23：外国人のための医療ガイドブック作成）						国際課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
京都地域留学生住宅支援制度		通年	<p>(1)事業の目的・概要 「京都地域留学生住宅支援機構」が、外国人の留学生が民間アパート等に入居するため保証人となり、留学生の住宅確保を支援する。</p> <p>(2)内容 対象者：支援機構の会員大学に在籍または入学許可された学生で「留学」の在留資格を取得または取得することが確実であるもののうち、支援機構規程に定める特別会員となっているもの 対象物件：協力事業者からの斡旋、仲介によるもの 申請条件：留学生が大学、大学から機構を通して申請 機構運営機関：大学、（公財）大学コンソーシアム京都、（公財）京都府国際センター、（公財）京都市国際交流協会等（府、市はオブザーバー参加） 事務局：（公財）大学コンソーシアム京都</p> <p>(3)評価 ・多くの大学で独自の住宅保証制度を整備する方向にある中で、外国人留学生が少ない大学における留学生の住宅確保に寄与</p>		国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 <u>外国人</u> 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課（室）						
外国人研究者・留学生等のための居住支援		通年	<p>1 きょうと留学生ハウス</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生を積極的に受け入れるため、留学生に対して安価で良質な住環境を提供 ・留学生同士の交流、留学生と地域との交流を図る。 <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都平安ホテルの元従業員寮を改修、借り上げた38戸を府内4大学に在籍する留学生に提供（平成24年3月23日～、家賃：24,800円（共益費・光熱水費込み）） <p>(3) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生と地元町内会との食事会の開催など、留学生と地域との交流に寄与 <p>2 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施</p> <p>(2) 内容</p> <p>6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集</p> <p>(3) 評価</p> <p>募集戸数を上回る応募があり、引き続き実施することが必要（6戸募集、15件応募）</p> <p>3 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して、家具等を備えた住宅を提供</p> <p>(2) 内容</p> <p>主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課） 確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸 提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集</p> <p>(3) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期滞在者の住宅確保に係る負担軽減に寄与 		国際課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等（該当する課題に○）					
			効果的な手法	同和問題	女性		子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要				担当課（室）				
外国人のための防災ガイドブック作成		通年	(1) 事業の目的・概要 普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、多言語等による冊子の作成・配付及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。 (2) 内容 対象者：外国籍府民、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語 配付場所：府内市町村（外国人登録窓口）、地域国際化協会、（公財）京都府国際センター (3) 評価 ・災害の少ない地域から来られた方や日本語が不慣れな方等の災害への備えに寄与 ・東日本大震災発生以降、大学が留学生に配布するために多くの提供依頼があった。				国際課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
外国籍府民のための安心・安全情報の提供		通年	(1) 事業の目的・概要 京都府外国籍府民共生施策懇談会からの「安心・安全に関する情報提供の検討が必要」との指摘を踏まえて、安心・安全に関する基本的な生活情報等を記載したリーフレット「外国籍府民のための安心・安全情報」をH23に作成 (2) 内容 対象者：外国籍府民 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語 配付場所：府内市町村、地域国際化協会、（公財）京都府国際センター、府国際課 (3) 評価 ・救急、火事、交通事故発生時等の連絡先、災害が起こったときの避難、外国語の通じる病院などの入手方法、出入国管理、在留資格等の問い合わせ先、生活相談窓口等各種相談窓口など、日本語が不慣れな方等の緊急時等への備えに寄与				国際課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
外国人のための医療ガイドブックの作成		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 京都府外国籍府民共生施策懇談会からの外国籍府民への医療に関する支援の必要性についての指摘を踏まえて、外国籍府民が日本の病院にかかるとき役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を記載したリーフレット「外国人のための医療ガイドブック」を作成</p> <p>(2) 内容 対象者：外国籍府民 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語 配付場所：府内市町村、地域国際化協会、（公財）京都府国際センター、府国際課</p> <p>(3) 評価 ・英語／やさしい日本語版 3,000部、中国語／やさしい日本語版 4,500部 韓国・朝鮮語・やさしい日本語版 2,500部をH23に作成、H24も引き続き配布 ・日本語が不慣れな外国籍府民が日本の病院にかかる際に、医師に症状を伝えるのに寄与</p>		国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 <u>外国人</u> 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

(様式1)

総務部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none">個人情報保護の推進北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動について
------------------	--

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	
	人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none">個人情報については、法の定め以上に個人情報の提供を控えるいわゆる「過剰反応」や、個人情報の取り扱いに関する疑問や不安が、今なお見られる。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、平成23年4月に「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が新たに追加されたところであり、拉致問題の解決のためには、国民の関心をよりいっそう喚起し、世論を高めていくことが重要。
--------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none">個人情報については、法律及び条例等の周知・啓発を図るため、各種研修の機会を利用して周知・啓発を図る等の取組を推進する。拉致問題については、国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。
-------	---

事業名			実施時期	概要					担当課(室)		
個人情報保護推進事業			通年	(1)事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発の実施 (2)内容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 府ホームページ等における啓発、啓発パンフレットの配布 ○個人情報保護法に関する説明会 【主催】消費者庁及び京都府の共催 【会場】京都テルサ(京都市南区) 【内容】消費者庁による講演及び府職員による事例発表 【参加者】96人(近畿府県・市町村関係職員、民生・児童委員、学校職員、自治会関係、一般) (3)評価 アンケート調査において「個人情報の保護と活用の両面を学ぶことができた」「個人情報を利用する際は講演で学んだことを参考にしたい」等の意見があり、個人情報の保護と活用について考える機会を府民に提供することができた。 また、アンケートの回答者のうち8割の方から「有益であった」「まあ有益であった」との評価を得た。 アンケート調査において、地域福祉活動において要援護者情報が入手できない旨の意見があり、引き続き個人情報の保護と活用について周知を進めることが課題(改善の方法:各種研修等の機会をとらえた周知、啓発資料等を用いた窓口広報機会の増大等)					政策法務課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざま 人権
北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業			通年	(1)事業の目的・概要 拉致問題に関する広報・啓発の実施 (2)内容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間(24年12月)での啓発 ・府庁での啓発パネル展示 ・府民だより、ラジオ、京都駅前の電光掲示板、街頭啓発等による周知 ・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示 2 その他 ・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示 ・国の拉致問題対策本部作成の小冊子の配布、府ホームページによる周知 ・拉致被害者救出のための1000万署名活動への協力(25年3月末で、6,297筆の署名を提出) (3)評価 拉致問題の解決のためには、国民一人一人が関心を持ち続けることが重要であり、拉致問題の現状や解決に向けた取組について、府民への啓発を継続して行うことが必要。					総務調整課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざま 人権

府民生活部

所	(府民生活部の所掌事務)
掌	・安心・安全なまちづくり、男女共同参画の推進、青少年の健全育成をはじめとする府民生活に関すること
事	
務	・消防職員など特定業務従事者に対する研修に関すること

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場、地域社会
	特定職業従事者等	消防職員
	人権問題	女性、子ども さまざまな人権問題（犯罪被害者等）

所管事項に関する課題認識	<p>府民生活部では、①犯罪被害者への支援、②女性、青少年に関わる問題、③消防職員に対して、人権の尊重される社会の実現に向けて、正しい理解と認識の啓発が求められる。</p> <p>①犯罪被害者支援については、府内全市町村に相談窓口が設置され、20市町では犯罪被害者等に特化した支援条例が施行される等、支援体制は徐々に整ってきているが、犯罪被害者等に対する府民の理解は十分とは言えず、府民理解の一層の促進や支援体制の充実が必要</p> <p>②女性に関わる問題としては、DVは犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、被害者の多くは女性である。恋人間での暴力いわゆる「デートDV」が新たな課題となっており、若年層に対するDVの予防啓発の推進が必要</p> <p>また、子どもに関わる問題では、性的な被害や犯罪などに巻き込まれる事件等、新たな問題が多発していることから、迅速に対応していくことが必要</p> <p>③府民の生命・財産を守る消防職員に対しては、人権問題について正しい理解と認識をもって消防業務にあたる必要がある</p>
--------------	--

取組の方向	<p>・これらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国・市町村等の連携を一層強化するとともに、民間団体との連携・協働により取組を進めていく。</p> <p>・また、人権問題に対する理解と認識を深め、人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。</p>
-------	--

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
犯罪被害者等支援活動推進費		随時	<p>〔概要〕社会全体で犯罪被害者等を総合的に支援するための「京都府犯罪被害者サポートチーム」の運用とともに、(公社)京都府犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制を充実</p> <p>〔内容〕 (1) 総合的な相談窓口の設置と運用 ① 概要・目的 府内の総合相談窓口として平成19年度に設置した犯罪被害者サポートチームの効果的な運用を図るほか、府内の各市町村における被害者対応窓口の設置を促進 ② 内容 ・サポートチームにおける相談受理事案への対応(51件)と関係機関との効果的連携 ・各市町村における被害者等支援に特化した条例の制定(26市町村中20市町が施行) ・各市町村に担当者の向け研修会の開催(年2回:北部と南部に分けて4箇所で開催) ・市町村サポートチームの発行やメールマガジンによる情報提供(月1回) (2) (公社)京都府犯罪被害者支援センターへの支援 ① 概要・目的 フリーダイヤルによる電話相談や臨床心理士によるカウンセリングに要する経費等補助 ② 内容 ・電話件数: 543件(内訳: フリーダイヤル 408件/ 一般回線 135件) ・カウンセリング: 64件 (3) 犯罪被害者等への理解促進を図る広報啓発 ① 概要・目的 犯罪被害者等の週間(11月25日~12月1日)をはじめとしてあらゆる機会を活用した広報啓発 ② 内容 ・犯罪被害者支援コーディネーター等による地域住民向け等の講演活動の実施(10回) ・京都府警察・京都市等との連携による広報活動の実施(4回) ・京都府警察等との連携による「生命のメッセージ展」の開催(6回) (4) 京都府警との共催による中高生を対象とした「いのちを考える教室」の実施(12回)</p> <p>〔評価〕サポートチームの運用開始を契機として、犯罪被害者やその家族等の早期被害回復と負担軽減を目的とした府内の総合支援体制の構築に向け様々な活動を展開した。ほとんどのケースは、支援機関の教示や助言により事務局で対応が完了している。また、必要に応じて実施するアフターケアについては、現在1件で、今後とも継続的に関係機関との連携をさらに深める。また、市町村と共同により広報啓発活動を実施する等、地域レベルで住民理解の促進を図る必要がある。</p>		安心・安全まちづくり推進課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
	学校、地域、家庭、企業職場	指導者の養成、公務員	資料等の整備、効果的な手法、市町村民間等連携	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 <u>さまざまな人権</u>	普遍的考え方

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
男女共同参画審議会開催事業		通年	<p>〔概要〕 京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「京都府男女共同参画計画-KYOのあけぼのプラン(第3次)」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき関係施策を総合的かつ円滑に推進</p> <p>〔内容〕 ・男女共同参画審議会の開催(審議会1回、部会3回) ・男女共同参画に関する意見交換会の開催(1回)</p> <p>〔評価〕 平成23年度からKYOのあけぼのプラン(第3次)(平成23~32年度)に基づく取組をスタートさせ、女性の人権侵害対策やDV被害者の支援等を実施した。</p>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
			国・市町村・民間等連携	同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方
KYOのあけぼのフェスティバル開催事業		11月23日	<p>〔概要〕 男女共同参画社会の実現と、男女共同参画に関する府民の意識の高揚を図るための講演会等の実施</p> <p>〔内容〕 ・講演「子どもたちが希望をもって未来へはばたける社会へ」講師 村木厚子氏(厚生労働省 社会・援護局長) ・京都府あけぼの賞表彰式 ・ワークショップ ・あけぼのバザール ほか</p> <p>〔会場〕 京都テルサ 〔参加者〕 約1,500名 〔評価〕 男女共同参画社会の実現に向けて、女性を中心とする幅広い府民の参加と協働によるフェスティバルを開催し、男女共同参画の具体的イメージの浸透を図るとともに、人権意識の高揚に寄与した。ワーク・ライフ・バランスや介護と仕事との両立支援、男女共同参画による豊かな地域社会づくりについて多様な視点から模索した結果、参加者の多くが「ワーク・ライフ・バランスを考えるきっかけとなった」と語っており、ワークショップにおいては大学生から70歳までの幅広い世代の参加者の交流やネットワークの拡大強化を図ることができた。今後は若年世代や男性の参加を一層促進する企画内容を検討する。</p>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
			効果的な手法、民間等連携	同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
女性国内交流事業(女性の船)		6月2日 6月15日～18日 7月21日	<p>府内の女性たちが男女共同参画について、学習・交流を深めネットワークを築くとともに、地域社会や職場の諸問題に積極的に取り組む女性リーダーを養成するための研修事業を実施</p> <p>〔内 容〕 事前研修(京都市内) 男女共同参画の諸課題についての講義 課題別グループ学習 など 現地研修(船内、訪問先(北海道)) 講話「京都府政について」 課題別グループ学習、全体発表・意見交換会など 事後研修(京都市内) 講演「身近な課題への取組から社会を変える～子育て支援活動を通じて～」 課題別グループ学習、全体発表・意見交換会など</p> <p>〔訪問先〕 北海道</p> <p>〔参加者〕 92名</p> <p>〔評価〕 府内各地域で活動している女性が、男女共同参画社会の形成に向けた諸課題について学習・交流を深め、さらに個人や団体間のネットワークの構築を図ることにより、修了後も情報の共有を図ると共に地域で多彩な活動を推進している。修了生で構成される京都府女性の船「ステップあけぼの」加入者72名(82%)をはじめ、各地域で地域活動等を実践し、地域リーダーとしてさらなる活躍につながっている。 参加者アンケートにおいては、参加者の約95%から「参加してよかった」、及び「女性相互の交流ができた」と好評価を得ることができた。</p>				男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)															
女性相談事業		通年	女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性に関わる問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施 〔内 容〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>実績(㉓実績):件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性相談</td> <td>夫婦、親子関係、子育て不安、友人や地域の間人関係、生き方、性やからだなど女性が生活の中で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)</td> <td>2,576(2,821)</td> </tr> <tr> <td>法律相談</td> <td>DV、離婚や金銭問題などの身近な法律上の問題についての相談。(面接:月2回実施)</td> <td>93(95)</td> </tr> <tr> <td>フェミニスト カウンセリング</td> <td>性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート(面接:週1回実施)</td> <td>107(127)</td> </tr> <tr> <td>労働相談</td> <td>待遇や労働条件、職場の間人関係、セクハラ・パワハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談(電話、面接:各週4回実施)</td> <td>1,568(1508)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	実績(㉓実績):件	女性相談	夫婦、親子関係、子育て不安、友人や地域の間人関係、生き方、性やからだなど女性が生活の中で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)	2,576(2,821)	法律相談	DV、離婚や金銭問題などの身近な法律上の問題についての相談。(面接:月2回実施)	93(95)	フェミニスト カウンセリング	性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート(面接:週1回実施)	107(127)	労働相談	待遇や労働条件、職場の間人関係、セクハラ・パワハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談(電話、面接:各週4回実施)	1,568(1508)	男女共同参画課
区 分	内 容	実績(㉓実績):件																		
女性相談	夫婦、親子関係、子育て不安、友人や地域の間人関係、生き方、性やからだなど女性が生活の中で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)	2,576(2,821)																		
法律相談	DV、離婚や金銭問題などの身近な法律上の問題についての相談。(面接:月2回実施)	93(95)																		
フェミニスト カウンセリング	性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート(面接:週1回実施)	107(127)																		
労働相談	待遇や労働条件、職場の間人関係、セクハラ・パワハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談(電話、面接:各週4回実施)	1,568(1508)																		
			〔評 価〕 相談内容を踏まえ、支援については京都ジョブパークマザーズジョブカフェや京都府家庭支援総合センター等の関係機関とも連携しながら対応し、女性の悩みの解決と社会参画に寄与している。 女性相談や法律相談のほか、特に労働制度の相談が㉓219件から㉔284件、セクハラでの相談が㉓15件から㉔28件、人間関係での相談が㉓94件から㉔139件に増加するなど、労働条件や職場でのトラブルについての悩みが増加している。																	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)																
				同和問題	<input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害のある人 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 患者等 <input type="checkbox"/> さまざまな人権 <input type="checkbox"/> 普遍的考え方															

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
ドメスティック・バイオレンス対策事業		通年	DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者支援や防止対策を図るため、被害者のグループカウンセリングや相談体制の整備を実施 [DV被害者のグループカウンセリング] 4回開催 [DV被害者への支援を学ぶ講座] 府内南部北部4箇所で開催 延べ82人 [DVを考えるつどい] 府内北部・南部2箇所で開催 延べ93人 [相談ネットワーク会議] 2回開催 [DV啓発カードの作成・配置] 多言語対応版9万枚作成。病院、スーパー等府内約1,300箇所に設置 [DV防止啓発ニュースの作成・配布] 2万3千部作成。カード設置機関等に配布 [DV被害者の支援者に対する研修] 4回開催 [配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議] 全体会1回、実務者会議5回開催 [評価] 被害者への相談窓口等の情報提供、府民へのDVに対する理解につながっている。また、DV被害者の自立支援グループワークについては、参加者の多くが「身体および精神状態がよくなった」と語っており、その他にも「DV被害は認識しづらく、気づきが重要」「一人で悩みを抱えるのではなく、相談機関へつなぐことが重要とわかった」などの意見があり、被害者の心理的ケア、自立支援の一助となっている。さらに、相談ネットワーク会議では研修を実施するとともに情報共有を行い、相談員の質的向上に寄与している。		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
			資料等整備、効果的な手法	同和問題	<input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害のある人 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 患者等 <input type="checkbox"/> さまざまな人権 <input type="checkbox"/> 普遍的考え方

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
保育ルーム設置促進事業		通年	乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する講演会等に「保育ルーム」を設置 [内 容] ・対象行事 府主催(府が団体等に委託して実施するものを含む。)の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業 ・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを設置 [設置件数] 207件 [託児数] 777人 [評 価] 乳幼児を持つ女性が就職支援講座・セミナーを受講する際に利用する等、女性の就業支援の充実をはじめ、社会参画に寄与している。		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方
男女共同参画センター運営助成事業		通年	男女共同参画推進条例、KYOのあけぼのプラン(第3次)に基づき、男女共同参画社会づくりを推進する拠点として、京都府男女共同参画センターの運営及び交流、相談事業等に対して助成 [評 価] 男女共同参画推進条例に基づく拠点施設として、女性のチャレンジ支援に関する事業や関係団体等の交流支援、また、新たに介護問題を通して男性の家庭や地域参画の促進を図る取組を進めるなど、府における男女共同参画の推進に寄与している。		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
				同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
情報提供事業		通年	京都府男女共同参画センターの情報提供機能等の充実 [内容] 人材情報の提供等(登録者数:1,528名)ほか [評価] 男女共同参画等に関する図書整備や、各分野で活躍する女性や男女共同参画に関する講演等が可能な人材情報の提供により、府民の人権についての学習機会の確保に寄与している。				男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
内職者団体補助事業		通年	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成 [助成対象] 6団体 [評価] 孤立しがちな女性内職従業者への支援、技術指導等を行い、労働条件の向上と生活の安定に寄与している。				男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
地域団体育成事業		通年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワーク促進事業等に対して助成 [助成対象] 6団体 [評価] 広域的な活動を行う女性団体の各種事業に助成することにより、女性団体のみならず、広く府民の人権意識の高揚に寄与している。				男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
マザーズジョブカフェ推進事業		通年	・子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援 【内容】 ・就業相談、保育相談、職業紹介など女性の就職を総合的に支援するマザーズジョブカフェの運営 利用者数：延べ21,243人 就職内定者：916人 ・マザーズジョブカフェ北部サテライトの運営及び巡回相談の実施 利用者数：延べ1,933人 就職内定者326人 ・ママ再就職フェアの実施 来場者数：187人 参加企業：30社 【評価】 ・子育て期を中心とした女性の就業支援施設として、女性の再就職及び仕事と家庭の両立に寄与している。						男女共同参画課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)事業		通年	公労使一体で取組む京都ワーク・ライフ・バランスセンターを拠点にし、中小企業の取組や府民の地域参加を促進することにより、仕事・生活・地域活動等が調和した府民生活の実現を図る。 【内容】 ・ワーク・ライフ・バランス企業支援チームの設置による中小企業の取組支援 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業 43社(累計109社) ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業 403社(累計1054社) ・「京都ワーク・ライフ・バランスウィーク」(11/19~11/25)の設定 ・ワーク・ライフ・バランスサイトの開設(H24.3)による企業情報の発信 ・地域主体のワーク・ライフ・バランス推進への実践活動 セミナー等への参加者数 約800人 【評価】 中小企業の取組支援については、企業支援チームの設置により認証企業数が大幅に増加(①~②5~16社/年→③25社/年→④43社/年) 言葉や内容の認知度を高めるため、府民への広報、地域におけるワーク・ライフ・バランス推進活動の支援等、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向け、より一層の取組を進める。						男女共同参画課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【府民生活部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
仕事と生活のグットバランス推進事業		通年	性別に関わらず、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取組を支援。 【内容】 ・中小企業経営者に対するセミナー 第1回7月24日 参加企業28社 参加者数32名 第2回11月20日 参加企業33社 参加者数37名 ・大学生キャリアデザイン塾 参加者数170名 啓発冊子6,000部配布(大学・教育関係機関等) ・地域における交流会 府内5地域(丹後、中丹、南丹、山城、京都市)で開催 参加者数210名 【評価】 ワーク・ライフ・バランスの取組を企業に浸透させるための経営者セミナー、若年者への啓発、大学やNPO等と連携した地域での展開など、多様な主体に向けた啓発活動を実施しているが、引き続きより多くの府民に向けて周知・広報に努めることが必要		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
				同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	
京都女性起業家賞(アントレプレナー)事業		通年	新たなビジネスを提唱する女性からの提案を全国から公募し、女性の起業モデルとなる提案を顕彰するとともに事業化を支援 【内容】 ・京都女性起業家賞の授与 ・ブラッシュアップセミナーの開催(審査通過者のみ) ・募集期間:平成24年6月1日~9月28日 ・応募件数:83件(受賞7件) 【評価】 京都府内から66件、他都府県から17件の応募があり、がん患者のためのウィッグ事業や、ワーキングマザーのための長時間預かり型の学習塾事業など7事業が受賞した。引き続き経営相談や広報活動への協力をを行い、女性の起業モデルとなれるよう取組を進める。		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
				同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
青少年健全育成推進費	随時	<p>青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進</p> <p>〔内 容〕</p> <p>1 審議会の開催</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全な育成のための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議 <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度3回開催し、有害図書類の指定等について審議 <p>2 有害図書の指定</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づき青少年に有害な図書類を指定し、青少年への販売、貸付等を禁止 <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計12回で雑誌類63点、ビデオ類25点の計88点を指定 <p>3 立入調査の実施</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月、府内一斉に条例規制店舗等に立入り、条例の施行状況について点検、指導 <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ193名の調査員により、928件の調査を実施 <p>4 社会環境浄化推進員</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の普及、啓発等を行うボランティアを委嘱し、青少年の社会環境浄化を推進 <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内に351名の社会環境浄化推進員を委嘱し、各地で活動 <p>5 広報・啓発活動</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全な育成を図るため様々な媒体を通じて、府民に啓発 <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パネル展(7月6箇所)、街頭啓発(17回) <p>6 インターネット上の有害情報対策</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出会い系サイト等インターネット上の有害情報から青少年を守るため、携帯電話のフィルタリングの定着促進を図る。 <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケータイ安全教室を(10回)開催 <p>〔評 価〕</p> <p>青少年を取り巻く社会環境の浄化のための事業を実施。携帯電話のフィルタリングの定着については、保護者等への啓発を行うとともに、急速に普及が進むスマートフォンのフィルタリングについても、携帯電話販売各社の取組の実態把握を指導・要請に努めている。</p>	青少年課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)					普通的思考方		
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【府民生活部（人権啓発推進室）】 平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
大学と連携した啓発事業		通年	<p>若者層への啓発を目的として、府内芸術系大学等との連携を図り、人権をテーマにしたデザイン案等を作成する授業等を通じて、学生が人権について考えることを促すとともに、優秀作品を活用した啓発資料を作成したり京都ヒューマンフェスタでの展示を通じて府民に紹介。</p> <p>〔内 容〕 連携大学数 3校 京都嵯峨芸術大学観光デザイン学科・京都造形芸術大学マンガ学科・京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科</p> <p>〔作成作品等〕 人権啓発をテーマにしたパネル作成・マンガ絵はがき・似顔絵コーナー・ユニバーサルデザイン体験コーナー等</p> <p>〔評 価〕 講演会やディスカッション、合評会など、各大学の特色ある授業展開の中で、学生がテーマについて考えを深めデザイン等作品の制作が進められた。様々なイベント等で配布したり、パネル展示、体験コーナー等を設けることにより、学生の取組意欲につながる一方、府民への啓発を効果的に行うことができた。</p>		人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
			民間等連携	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
人権擁護啓発ポスターコンクール		<p>募集期間 7～9月</p> <p>表彰式 12月</p>	<p>小・中・高校生がポスター制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うため人権啓発ポスターコンクールを実施。</p> <p>〔応募資格〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒</p> <p>〔表 彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞計12点 優秀賞33点 佳作55点</p> <p>〔応募作品数〕 5,369点(参加校数188校) (*23年度:4,946点(198校))</p> <p>〔その他〕 府内各地で優秀作品展を開催するとともに、カレンダーなど啓発資料として活用。</p> <p>〔評 価〕 小・中・高校生が人権について考え、表現する機会として定着し、毎年多くの学校から多数の作品が寄せられている。入選作品は親しみやすい印象のデザインとして、啓発資料等での活用が可能。</p>		人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
			効果的な手法、市町村連携	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

健康福祉部

所掌事務	健康福祉部は、保健・福祉・医療など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園、地域社会、家庭
		特定職業従事者等	医療従事者、介護・福祉従事者、健康福祉関係者
		人権問題	女性、子ども、高齢者、障害のある人、患者等、さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<p>少子・高齢化の進展による核家族化や地域の連帯感の希薄化に伴い、近年、府民、特に子どもや高齢者、障害のある人など社会的に弱い立場にある人々の生命や人権が危険にさらされるような事件が多発している。</p> <p>さらに、自殺者が全国で15年ぶりに3万人を下回り、京都府では500人を下回ったものの、依然として高い水準にあり、府民が安心して生活できるセーフティネットのあり方が問われており、現地・現場、府民の視点に立った制度の構築・運用が特に重要な課題である。</p> <p>また、平成24年度には、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を開設し、高齢者や障害者の虐待に対応する市町村を支援するなど、市町村や関係団体等と連携していくことも重要である。</p>
--------------	--

取組の方向	<p>(1) 少子・高齢化の進行の中で生じてきている課題を把握し、制度変革の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養う。</p> <p>(2) 単に制度のオペレーターに止まらず、健康福祉部が所管する様々な施策の受け手である府民の意識・感覚を職員が共有できる機会を積極的に確保する。</p> <p>(3) 府民生活に関する諸課題は様々な要因が複雑に関連し、絡んでいることも多く、縦割りの弊害を排し、効果的に課題に対応できるよう、総合力の向上を目指し、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。</p>
-------	--

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
認知症総合対策事業		通年	<p>認知症高齢者とその家族を支えるため、早期発見、相談対応等の体制の充実、医療・介護の連携等地域社会における支援体制を構築</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認知症疾患医療センターの設置、運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター (平成23年10月1日指定) ・京都府立医科大学附属病院 (平成23年10月1日指定) ・京都府立洛南病院 (平成23年10月1日指定) ・一般財団法人療道協会西山病院 (平成24年12月1日指定) ・医療法人栄仁会宇治おうばく病院 (平成24年12月1日指定) ○医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポート医の養成(9名) ・認知症かかりつけ医対応力向上研修(受講者 医師69名、その他(介護職等)182名) ○正しい理解と早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・キャラバン・メイト、認知症サポーターの養成(メイト545人、サポーター16,996人) ○家族支援 <ul style="list-style-type: none"> ・認知者家族介護者への巡回相談会(10市町 延べ相談会を25回実施) ○「京都高齢者あんしんサポート企業」の推進(502企業 登録サポーター3,651人) ○「初期認知症対応型カフェ」の推進(5市町、7箇所を設置) <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の鑑別診断等を行う認知症疾患医療センターを新たに2箇所追加指定するとともに、認知症サポート医によるかかりつけ医対応力向上研修を実施する等、医療体制の充実を図ることができた。 ・巡回相談会を実施する市町村が昨年度より倍増するとともに、新たに「京都高齢者あんしんサポート企業」の取組を推進するなど、地域における相談対応や見守り支援策の強化を図ることができた。 		高齢者支援課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
	地域社会			同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
高齢者総合相談センターの運営		通年	<p>高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談(高齢者及びその家族等からの相談) 220件 ・専門相談(法律相談等) 99件 ・情報提供(高齢者及び高齢化等に関する各種情報の収集・提供等) 1,596件 <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財) 京都SKYセンター内に設置。同センターに委託。 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談等、複雑な案件に応える場の提供により、高齢者の生活への支援など、所期の目的を概ね達成することができた。 ・シニア・高齢者に関する施策・事業を行う他団体との情報交換を密にし、高齢者関連情報の集約・発信の機能をさらに発揮させることが必要 		高齢者支援課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
	地域社会			同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
自殺対策総合推進事業		事業ごと	<p>苦しい人に寄り添い、支え、生きるための再チャレンジを支援するための自殺総合対策を推進</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺ストップセンターを設置(通年)相談件数:4,646件 電話・面接相談、「いのちのサポートチーム」を編成し相談内容に応じて協働して対応(8件) ・ハイリスク者へのアプローチ 各種相談窓口を設置(こころの健康相談窓口(3,177件)、働く人へのメンタルヘルス相談(24件)、多重債務相談(57回開催)) ・広報・啓発の促進(テレビ・ラジオCM 140本、シンポジウムの開催) ・人的基盤の整備(企業等への研修講師として臨床心理士派遣15回、かかりつけ医に対する研修2回) ・市町村、団体活動への支援 26市町村、自死遺族の会、社会福祉法人京都いのちの電話等 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺ストップセンターの設置と、こころの健康相談電話や多重債務相談により、府民の様々な悩みに対する相談体制が強化された。 ・府内全市町村において自殺対策の取組が進んだことにより、自殺予防の重要性について理解が促進された。 		福祉・援護課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
	家庭、地域社会、職場			同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
障害者に関するシンボルマークの普及		12月	障害のある人に対する理解と交流の促進に向け、障害者に関するシンボルマークの普及に向けた取組を実施。 【内容】 ・障害者週間(12月)に府民だよりにて、補助犬マークを掲載し、普及・啓発 【評価】 ・広く補助犬マークを普及することができた。 ・今後も幅広い府民の方に障害者に対する理解を深めていただけるよう啓発に努める。						障害者支援課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
発達障害者支援事業		通年	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施 【内容】 ・発達障害者支援センターにおける取組(通年) (個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、啓発講演会、情報提供) ・圏域支援センター(府内6ヶ所 通年) (相談、地域支援ネットワークの構築、啓発講演会、ケース会議) 【評価】 ・発達障害者支援センター及び圏域支援センターにおいて実施している講演会等により、多くの府民の方に発達障害に対する理解について広く啓発できた。 ・発達障害に関する相談(発達・生活・就労等)等を行うセンターを設置することで、発達障害者及びその家族の地域における総合的な支援体制の整備が図れた。						障害者支援課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	家庭、地域社会	保健福祉関係職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)					
発達障害児等早期発見・早期療育等支援事業		通年	発達障害児の早期発見・早期療育を行おうとする市町村と一緒に5歳児を対象にしたスクリーニングや事後支援を保育所、幼稚園等において実施 【内容】 ・5歳児を対象にして、スクリーニング、相談、事後支援を実施(専門的判断を要する部分には医師・心理士が参画) ・発達クリニックの実施(医療面からの専門的チェック・相談)府内各保健所 ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修府内各保健所、発達障害者支援センターにて実施 【評価】 ・障害が早期発見(5歳時)できた子どもに対して支援を実施するなど、早期療育につながれた。 ・発達障害などにより集団生活が困難な子どもの保護者や保育者の気づきを促す事ができた。		障害者支援課					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人権問題等(該当する課題に○)				
	家庭、園	保健福祉関係職員	同和問題	女性	子ども		高齢者	障害のある人	外国人	患者等

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)					
障害者に対する理解と交流促進活動		事業ごと	<p>障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催(5月12日) <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツコーナー、ウォークラリー、ふれあいコーナー(ほっとはあと製品販売等) 会場：丹波自然運動公園 参加者：約4,200名 評価：障害者はもちろん、ボランティア等をはじめ多くの府民が参加し、交流を深めることができ、障害者への理解を促進することができた。 ○「障害者週間」啓発活動促進事業(11~12月) <ul style="list-style-type: none"> ①京都府障害者のつどいの開催(11月25日) <ul style="list-style-type: none"> ・式典、身体・知的・精神の各障害者による体験発表、お祭り広場、福祉機器等の展示 会場：福知山市厚生会館 参加者：約800名 評価：府内の障害者や関係者等が一堂に集い、広く障害についての理解と認識を深めることができた。 ②啓発ポスター・体験作文コンクール(12月25日表彰式) <ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間(12/3~9)及び障害者福祉の啓発を内容としたポスター及び作文のコンクール 応募総数：啓発ポスター 71点、体験作文 178点 展示：府庁2号館ロビー及び京都市美術館別館(京都とおきの芸術祭と同時) ○「京都とおきの芸術祭」(12月6日~9日) <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の芸術作品の公募展、企画展、ものづくりワークショップ 会場：京都市美術館別館 来場者：2,640名 評価：障害者芸術への理解を深め、広く啓発することができた。 ○全国車いす駅伝競走大会(2月17日) <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する理解と交流の促進を目的とした全国規模の障害者スポーツイベントの実施 コース：国立京都国際会館前~西京極陸上競技場 参加者：28チーム(23都道府県政令市) 評価：ボーイスカウト、ガールスカウト、各種団体をはじめ、ボランティア等、約4,200名の協力を得て開催し、沿道から約50,000名の府民が応援するなど、多くの府民の方に障害者スポーツについて広く啓発できた。 		障害者支援課					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)				
	地域社会		同和問題	女性	子ども		高齢者	障害のある人	外国人	患者等

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
障害者虐待及び身体拘束の防止対策		通年	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築。また、障害者の虐待防止に向けた研修会の開催や障害者施設における身体拘束をゼロに近付けるための取組事例などの施設への周知を図り、施設の取組推進と施設職員の意識向上を推進</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府障害者・権利擁護支援センターを設置し、障害者及び障害者虐待に係る市町村の取組を支援 ・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施(1回開催、受講者300人) ・施設の団体と連携し、身体拘束をゼロに近付けるための取組事例などを施設へ周知 ・成年後見制度の利用促進について、わかりやすい事例等を活用して周知 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討会を開催し、市町村の体制整備を支援した。 ・施設等職員及び市町村窓口職員を対象に、障害者虐待防止・権利擁護に係る実践的な研修を行い、虐待の未然防止、早期発見など権利擁護の取組推進に努めた。 ・身体拘束防止の取組や成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。 		障害者支援課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
		福祉従事者		同和問題 女性 子ども 高齢者 <u>障害のある人</u> 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方
高齢者の権利擁護の推進		随時	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束及び虐待に関する実態調査(身体拘束調査対象539施設、虐待実態調査26市町村) ・身体拘束改善事例の周知(京都府ホームページへ掲載) ・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターの設置(平成24年6月1日開設) <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束や高齢者虐待の実態を調査し、結果の公表を図ることにより、高齢者に対する権利擁護の意識向上が図られ、高齢者虐待事例の早期対応につなげることができた。 		障害者支援課 高齢者支援課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
		介護従事者等		同和問題 女性 子ども <u>高齢者</u> 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課(室)	
エイズに関する普及啓発事業	随時	<p>年間を通して各種啓発活動</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エイズ予防啓発ボランティアの養成(23名) ・AIDS文化フォーラムin京都共催(参加人数:延べ1000名) ・エイズ等感染症研修会の開催(受講者:80名) ・レッドリボンにちなみ、府庁旧館をレッドにライトアップ ・エイズ予防啓発ボランティアグループ(紅紐)による大学等での啓発(AIDS文化フォーラムin京都、京都ヒューマンフェスタ、外国籍住民のための健康啓発イベント、龍谷大学、京都市山科青少年活動センターでのブース出展) ・啓発資材配付 ・啓発パンフレット配付 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エイズ等予防啓発ボランティア養成 若者への啓発では、同世代であるメンバーが主体的に啓発媒体(ポップ、ポスター)を作成し、昨年度より新たに府内のコンビニや美容学校、大学と協働した取組が広がった。しかし、大学生が中心であり、卒業等でメンバーが減少するため、今後も継続的なボランティア育成が必要である。 ○AIDS文化フォーラムin京都 府内でセクシャリティやエイズ問題に向き合う府民、関係団体、行政等が運営委員会を開催。フォーラムでは、これら団体がそれぞれワークショップを行い、多様なテーマでエイズ問題について参加者と交流。参加者は主に関係者であったが、「違う視点から学ぶことができた。自分の持ち場で活かしたい」との意見が多数聞かれ、参加した関係者から府民への還元が期待できる。(25年度も継続) ○エイズ等感染症研修会 フォーラムのイベントに位置付けたことで、学生や保護者、他職種・地域等幅広い参加がみられた。 	健康対策課	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)
	地域社会			同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
ハンセン病対策啓発事業		6月 8月	<p>「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」(6/22)を中心とした各種啓発活動</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハンセン病療養所入所者作品及び啓発パネル展の開催 場 所：府庁2号館展示ロビー 期 間：平成24年6月18～22日 平成24年10月9～12日 ハンセン病療養所入所者とのふれあい交流会 実施日：平成24年8月24日 会 場：国立療養所 邑久光明園等 参加者：39名(中学生、教職員及び保護者等地域住民) <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 例年実施している啓発パネル展において、24年度は療養所入所者が制作した陶芸や手芸などの作品を併せて展示したことにより、パネルのみの展示に比べ関心が高まった。 ふれあい交流会に参加した中学校では、事前学習会や生徒集会での結果報告、参加者が感想文を書くなどの取組が行われており、また、保護者や地域住民も参加するなど、事業効果は高いと考えられる。 						健康対策課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	学校、地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要				担当課(室)			
障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり		通年	<p>障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)の制定に向けた取り組みを実施</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者及びその家族、福祉、医療、教育、経済、労働、学識者、市町村等、様々な立場の委員からなる「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)」検討会議を設置し、条例の内容等について検討(7回開催) ・タウンミーティングの開催(3回開催、参加者約280人) <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者、家族、当事者団体、障害福祉関係者、行政関係者、一般府民等の参加を得て、条例の制定に向けた機運の醸成が図られた。 				障害者支援課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

(様式 1)

農林水産部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> 府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。 農山漁村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。
------------------	--

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	普遍的考え方、女性

所管事項に関する課題認識	<p>農山漁村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせるため、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要である。</p> <p>併せて、農山漁村社会における女性の能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要である。</p>
--------------	--

取組の方向	<p>府内の農林漁業関係団体職員の人権問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、障害者問題、女性問題、子供の人権、男女共同参画など、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施することにより、さらに人権啓発の推進を図ることとする。</p> <p>また、農山漁村社会における女性の能力発揮のため、起業化や経営向上のための講座やセミナーの開催など様々な活動支援を行うとともに、今後もこれらの取組を継続して実施することにより、さらに男女共同参画の推進を図ることとする。</p>
-------	--

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
農村女性育成事業		通年	<p>[事業の目的・概要]</p> <p>農山漁村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援</p> <p>[内 容]</p> <p>① 家族経営協定の締結推進 府内農業者に対して、協定締結に向けた個別支援を推進</p> <p>② 農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催</p> <p>③ 農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催</p> <p>[結 果]</p> <p>① 平成24年度には、6組が締結された。(累計286組)</p> <p>② 山城農業改良普及センターで2講座開催 (内参加女性実人数19人 開催回数7回)</p> <p>③ 中丹農業改良普及センターで1セミナー開催(内参加女性実人数30人、1回)</p> <p>[評 価]</p> <p>①については、一時期に比べ増加ペースは低くなったが、着実に締結数は増えている。</p> <p>②については、講座の卒業生が起業した例もあるなど、成果があがっている。</p> <p>③については、実践的な講座であるので、すぐに現場で活用され、直売所などで女性が経営に参画している。</p>				研究普及ブランド課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

教 育 庁

所 掌 事 務	(学校教育) ・学校教育における人権教育の推進 (社会教育) ・府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚	人権教育・啓発の場	学校・地域社会
		特定職業等	教職員・社会教育関係職員
		人権問題	

所管事項に関する課題認識	「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度や実践力を養うことが重要であり、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図る。
--------------	--

取組の方向	(学校教育) 教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にされた教育の推進を図る。 また、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。 (社会教育) あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。
-------	--

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	学校・地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権
事業名		実施時期	概 要								担当課(室)
トータルアドバイスセンター設置事業		通 年	<p>不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員(精神科医、臨床心理士)、家庭教育カウンセラー(臨床心理士)、教育相談指導員(京都府総合教育センター電話相談員)、京都府総合教育センター研究主事等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>[内 容] 教育相談</p> <p>[実施方法・相談時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話教育相談 毎日24時間対応 ・メール教育相談 随時 ・来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00 ・巡回教育相談 月1回程度 <p>[相談件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話教育相談 2, 844件 ・メール教育相談 486件 ・来所教育相談 1, 686件 ・巡回教育相談 179件 <p>5, 195件(延べ)</p> <p>[評 価]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者との定期的、継続的な心理面接を実施し、児童生徒や保護者に対して、課題の早期発見、早期の適切な対応に資する教育相談を実施することができた。 ・24時間での相談に応じるとともに、メール教育相談を実施し、携帯端末からも常時受付を行うことにより、府民からの教育相談の整備を図った。 								学校教育課 社会教育課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	家庭			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名	実施時期	概要	要	担当課(室)																								
森と小川の教室推進事業 (みどりキャンプ・さわやかグリーンキャンプ)	通年	<p>(1)事業の目的・概要 障害のある子どもも一緒になって自然の中で共同生活を行うことを通して、心のふれあいを深めながら支援する心を培うなど、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心、主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p> <p>(2)内 容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>みどりキャンプ</th> <th>さわやかグリーンキャンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施場所</td> <td>るり溪少年自然の家及びその周辺</td> <td>るり溪自然の家及びその周辺</td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>平成24年8月5日～8月11日 6泊7日</td> <td>夏期：平成24年8月16日～8月18日2泊3日 冬期：平成24年12月8日～12月9日1泊2日</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>府内の小学4年生以上、中学生及び特別支援学校小学部4年生以上中学部の児童生徒31名 (うち障害のある児童生徒15名)</td> <td>府内の小学4年生以上、中学生及び特別支援学校小学部4年生以上中学部の児童生徒延べ19名 (うち障害のある児童生徒延べ12名)</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>テント設営、野外炊飯、牧場体験、班別プログラム、ナイトハイク、キャンプファイヤー、体験発表等、長期の自然体験</td> <td>アイスプレーキング、テント設営、野外ゲーム、野外炊飯、キャンプファイヤー、その他自然体験</td> </tr> <tr> <td>指導者</td> <td>京都教育大学教授 坂東 忠志 立命館大学大学院生 菊地 俊介</td> <td>龍谷大学教授 友久 久雄 龍谷大学教授 滋野井 一博 龍谷大学講師 小正 浩徳 龍谷大学短期大学部准教授 赤田 太郎</td> </tr> <tr> <td>運営スタッフ等</td> <td>社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、大学ボランティア研修生、医療スタッフ、当所職員 計31名</td> <td>高校生ボランティア、大学生・社会人ボランティア、看護師及び当所職員 計24名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・スタッフ研修会 6/23～24(1泊2日) ・親子説明会 7/7～8(1泊2日) (キャンプファイヤー・体験発表見学等)</td> <td>・スタッフ研修会 6/23～24(1泊2日) ・親子説明会 6/30～7/1(1泊2日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の中での共同生活を通じて「ノーマライゼーションの進展」を図ることができた。 ・長期の共同生活の中で、すべての参加者に主体性、協調性や自立心を育むとともに、相互理解・支援の大切さを学ばせることができた。 ・障害のあるなしにかかわらず、参加者が共同生活を通して、「共に生きる」ことを強く意識できた。 ・参加者相互の交流、家族の絆や家族間交流を深める機会となった。 		みどりキャンプ	さわやかグリーンキャンプ	実施場所	るり溪少年自然の家及びその周辺	るり溪自然の家及びその周辺	期 間	平成24年8月5日～8月11日 6泊7日	夏期：平成24年8月16日～8月18日2泊3日 冬期：平成24年12月8日～12月9日1泊2日	参加者	府内の小学4年生以上、中学生及び特別支援学校小学部4年生以上中学部の児童生徒31名 (うち障害のある児童生徒15名)	府内の小学4年生以上、中学生及び特別支援学校小学部4年生以上中学部の児童生徒延べ19名 (うち障害のある児童生徒延べ12名)	活動内容	テント設営、野外炊飯、牧場体験、班別プログラム、ナイトハイク、キャンプファイヤー、体験発表等、長期の自然体験	アイスプレーキング、テント設営、野外ゲーム、野外炊飯、キャンプファイヤー、その他自然体験	指導者	京都教育大学教授 坂東 忠志 立命館大学大学院生 菊地 俊介	龍谷大学教授 友久 久雄 龍谷大学教授 滋野井 一博 龍谷大学講師 小正 浩徳 龍谷大学短期大学部准教授 赤田 太郎	運営スタッフ等	社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、大学ボランティア研修生、医療スタッフ、当所職員 計31名	高校生ボランティア、大学生・社会人ボランティア、看護師及び当所職員 計24名	その他	・スタッフ研修会 6/23～24(1泊2日) ・親子説明会 7/7～8(1泊2日) (キャンプファイヤー・体験発表見学等)	・スタッフ研修会 6/23～24(1泊2日) ・親子説明会 6/30～7/1(1泊2日)		社会教育課
	みどりキャンプ	さわやかグリーンキャンプ																										
実施場所	るり溪少年自然の家及びその周辺	るり溪自然の家及びその周辺																										
期 間	平成24年8月5日～8月11日 6泊7日	夏期：平成24年8月16日～8月18日2泊3日 冬期：平成24年12月8日～12月9日1泊2日																										
参加者	府内の小学4年生以上、中学生及び特別支援学校小学部4年生以上中学部の児童生徒31名 (うち障害のある児童生徒15名)	府内の小学4年生以上、中学生及び特別支援学校小学部4年生以上中学部の児童生徒延べ19名 (うち障害のある児童生徒延べ12名)																										
活動内容	テント設営、野外炊飯、牧場体験、班別プログラム、ナイトハイク、キャンプファイヤー、体験発表等、長期の自然体験	アイスプレーキング、テント設営、野外ゲーム、野外炊飯、キャンプファイヤー、その他自然体験																										
指導者	京都教育大学教授 坂東 忠志 立命館大学大学院生 菊地 俊介	龍谷大学教授 友久 久雄 龍谷大学教授 滋野井 一博 龍谷大学講師 小正 浩徳 龍谷大学短期大学部准教授 赤田 太郎																										
運営スタッフ等	社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、大学ボランティア研修生、医療スタッフ、当所職員 計31名	高校生ボランティア、大学生・社会人ボランティア、看護師及び当所職員 計24名																										
その他	・スタッフ研修会 6/23～24(1泊2日) ・親子説明会 7/7～8(1泊2日) (キャンプファイヤー・体験発表見学等)	・スタッフ研修会 6/23～24(1泊2日) ・親子説明会 6/30～7/1(1泊2日)																										
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)																								
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普通の考え方																

警察本部

所掌事務	(警務課) <ul style="list-style-type: none"> 組織、制度の調査、研究、企画及び実施に関する事 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び調整に関する事 犯罪被害者等給付金に関する事 	人権教育・啓発の場	
	(教養課) <ul style="list-style-type: none"> 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関する事 	特定職業従事者等	警察職員
	(少年課) <ul style="list-style-type: none"> 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事 (サイバー犯罪対策課) <ul style="list-style-type: none"> 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関する事 コンピュータ・ネットワーク・セキュリティ関係機関及び団体との連絡調整に関する事 (捜査第一課) <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪の捜査に関する事 (警察学校) <ul style="list-style-type: none"> 基本課程の教養に関する事 一般職員課程の教養に関する事 専門課程の教養に関する事 	人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	警察職員は、警察活動を通じて広く府民と接することから、人権に対する一般的な認識を深めることはもとより、犯罪捜査等に伴って支援を行う犯罪被害者等をはじめ、聴覚言語障害者等身体に障害を持った方々に対する理解を深めることにより、府民の立場に立った警察活動の推進を図る必要がある。
--------------	--

取組の方向	採用時に研修を行う警察学校では、警察職員として一般的に必要な人権に関する教養を行うほか、警察署等への配置後については、業務ごとに実施する専門的な研修や職場での小集団活動を通じて、警察業務と関係する個々具体的な人権問題についての理解を深め、人権を尊重し公平な職務執行に努める。
-------	---

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
犯罪被害者支援	通年	<p>犯罪被害者の人権に配慮した被害者対応の実施 [内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者の救援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「被害者の手引」(被害者用、交通事故被害者用・遺族用)及び同手引簡易版の作成、配布 ○ 捜査過程における被害者の二次被害の防止・軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定被害者支援要員制度の運用 ・ 事件・事故発生直後の被害者支援にあたる被害者支援要員を指定し、各警察署において被害者等に対する各種支援活動を推進 ・ 被害者連絡及び被害者への訪問・連絡活動の実施 ・ 殺人、強盗致傷、傷害(全治1箇月以上)、性犯罪、交通死亡事故等の被害者や遺族に対する情報提供活動を推進 ・ 相談・カウンセリングの実施 ・ 犯罪被害者支援室のカウンセラー等による相談、カウンセリング等を実施 ・ 被害者等の経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ① 身体犯被害者等に対する診断書料等の公費負担 ② 精神科医に係る診察料の公費負担 ③ 司法解剖後の死体検案書料の公費負担 ④ 犯罪被害者等一時避難場所の公費負担 ⑤ 司法解剖後の遺体搬送費の公費負担 ⑥ 司法解剖後の遺体修復の公費負担 ○ 被害者等の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再被害防止措置の実施 ・ 加害者側から再度被害を受けるおそれがある場合、被害者等の安全確保のため必要な措置を講じるなど、再被害防止に向けた取組みを実施 ○ 社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者支援への協力を促し犯罪を犯してはならないという規範意識の向上及び犯罪を許さないという気運、生命の大切さ等への理解を深めるため、命のメッセージ展や中高校生、大学生等を対象とした犯罪被害者等による講演を実施し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成した ○ 被害者支援推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種教養、研修会等の計画的な実施 ・ 被害者支援担当者等に対する研修、犯罪被害者遺族による講演の実施等、被害者支援に係る基本的な考え方や被害者等の心情への理解を徹底するための各種教養を推進 ・ 教養資料の作成・配布 ・ 被害者支援担当者の支援体験記集、適時に被害者支援推進状況等を取りまとめた「被害者支援だより」、臨床心理士作成に係る「カウンセリングニュース」等を関係所属に発出し、教養資料として活用 ・ 関係機関・団体との連携 ・ 自治体や(公社)京都犯罪被害者支援センターをはじめとする京都府犯罪被害者支援連絡協議会に参画する関係機関・団体との連携を図り、被害者支援に対する社会気運の醸成に努めるとともに、被害者等のニーズに応じた各種支援体制の強化に向けた取組みを推進 <p>[評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度に引き続き、地方公共団体における総合支援窓口及び犯罪被害者等支援条例の制 	犯罪被害者支援室

定について、京丹後市（平成24年4月）福知山市（平成24年4月）をはじめ7市町で、窓口の設置、条例が施行された他、向日市と向日町警察署との間で協定を締結する等、平成25年度制定に向けた動きが促進された。

- 被害者支援に係る民間被害者支援団体への需要が高まっていることから、財政的支援を含めて、各種働き掛けを図った。
- 性犯罪被害者等に対する初診料等の公費負担、カウンセリングの実施等により被害者等の経済的、精神的負担を図った。
- （公社）京都犯罪被害者支援センターをはじめ、関係機関・団体との連携強化を図り、犯罪被害者等に対する途切れのない支援を推進した。

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	学校・事業所	警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【警察本部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
犯罪等被害少年等に対する支援事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 犯罪やいじめ、児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する立ち直り支援活動の適切かつ効果的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 内容</p> <p>① 少年相談業務の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子メールを活用した少年相談業務の実施 平成24年 26件 ○ 少年相談電話(ヤングテレホン)の効果的な運用 平成24年 341件 <p>② 少年心理分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床心理士等による継続的な少年相談の推進 少年サポートセンター配置の臨床心理士等による被害少年等への継続面接の実施 平成24年 70回(対象被害少年6人) ○ 少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上 臨床心理士に対する少年心理分析顧問(大学院教授)によるスーパーバイズの実施 平成24年 36回 <p>(3) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子メールを活用した少年相談は、相談担当者との面接・電話等の直接的なやりとりによる不安を持つ被害少年等が相談を始めるきっかけとなり、メールでの助言・指導で被害回復を図ることができた。 ○ 24時間対応のヤングテレホンにより、被害少年等に対して時機を逃さず迅速な支援活動が実施できた。 ○ 臨床心理士資格を有する職員の配置・運用により、被害少年等に対して専門的な知識や技能を生かした継続支援を実施できた。 ○ スーパーバイズの実施により、臨床心理士の技能向上が図られ、長期的にカウンセリングを必要とする被害少年等に対して、効果的な支援活動が推進できた。 ○ 被害少年等の支援活動が、より適切かつ効果的に行えるよう、今後も支援に必要な知識・技能の向上に努め、少年相談の充実を図っていく必要がある。 		警察本部 少年課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
		警察職員		同和問題 女性 <u>子ども</u> 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 <u>さまざまな人権</u>	普遍的考え方

【警察本部】

平成24年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式2)

事業名	実施時期	概要	担当課(室)								
サイバー犯罪対策	通年	<p>サイバー犯罪の未然防止と被害拡大の防止</p> <p>〔内容〕</p> <p>① 関係機関・団体との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット・セキュリティ対策学校連絡会 12団体・2行政機関参加 ○ 京都ネットワーク・セキュリティ対策協議会 23事業者・4行政機関参加 ○ 京都府インターネットカフェ連絡協議会 府内28店舗・1行政機関参加 ○ 京(みやこ)サイバー犯罪対策協議会 産官学が一体となった取組を一層強力に推進し、府民が安全で安心してインターネットを利用できる社会を実現させるため、中央省庁や関係機関、大学や事業者呼びかけ協議会を設立 <p>② 各種講演会等を通じた広報啓発活動の推進 平成24年中 1,111回実施 (本部実施 74回 警察署実施 1,037回)</p> <p>③ サイバー犯罪相談等に対する適切な対応 本部・警察署において、メール・電話・来訪によりサイバー犯罪に関する相談を受理 平成24年中 2,246件受理</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>来所(署)</td> <td>502件</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>790件</td> </tr> <tr> <td>文書</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>メール</td> <td>942件</td> </tr> </table> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関団体との連携を強化して、サイバー犯罪の現状や未然防止に関する情報を共有し、各団体における被害防止対策、並びに違法・有害情報の通報体制を確立して、被害の拡大防止に努めた。 ○ 相談に関しては、電子メールによる相談を受理することで来所や電話といった直接的なやりとりにより抵抗があったり、相談時間に余裕のない相談に対して助言指導が行えた。 	来所(署)	502件	電話	790件	文書	12件	メール	942件	警察本部 サイバー犯罪対策課
来所(署)	502件										
電話	790件										
文書	12件										
メール	942件										
推進計画との関係	人権教育・啓発の場 学校・事業所	特定職業従事者 警察職員	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 <u>さまざまな人権</u> 普遍的考え方						